住環境改善などの各種補助制度

4月1日から 申し込みを受け付け

町内にある住宅の改修や太陽光発電システムを導入される町民の方を支援する補助制度を開設しています。ご利用ください。

各制度のお問い合わせ先は次のとおりです。

■**住環境リフォーム促進事業**
訓子府町商工会　（☎47-2241）
役場農林商工課　（☎47-2116）

■**住宅用太陽光発電システム導入事業（10kw未満）**

■**再生可能エネルギー施設補助事業（太陽光10kw以上）**
役場農林商工課　（☎47-2116）

■**耐震改修促進事業（既存住宅）**
役場建設課（☎47-2118）

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので注意してください。

届け出などを必要とするもの

項　　目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為 **具体例：用途変更**～農業用関連施設 **除外**～農家住宅建設 **開発行為**～火山灰採取	農振法	農林商工課
森林の伐採や他の用途に転用したり森林所有者が変更になった場合	森林法	農林商工課

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2，000㎡以上1万㎡（1ha）未満の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

◆開発行為とは
①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更

これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、事前に建設課管理係へご相談ください。

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

○**建築確認申請が必要な地域**
①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域

○**建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物**
①倉庫、車庫などで100㎡以上
②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
③木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

○**届け出対象工事**
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

○**届け出の時期・届け出先**
工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課（☎47-2118　役場1階 窓口4番）

4月6日から「春の全国交通安全運動」　子どもたちを交通事故から守りましょう

新入学・新入園の時季を迎え、4月6日㈯から15日㈪までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。

ドライバーは、子どもを見かけたら安全運転に心がけ、周りの大人は正しい交通マナーを示してあげましょう。

この期間中は、新入学児童や園児の交通事故を防止するため、関係機関による各種運動が展開されます。

また、交通事故に遭わない、起こさないよう交通安全の大切さを家庭や職場で話し合いましょう。

4月20日㈯～30日㈫

春の火災予防運動

火の用心

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時季です。

この期間の火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とし、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。運動期間中には、消防団による火災予防パレードが実施されます。

野火にも注意しましょう！

例年この時季に野火が多く発生します。ちょっとした不注意から大きな火災になります。タバコの投げ捨ては絶対にやめましょう。

営農に関する枯草および作物の殻焼きを行うときは、事前に消防署訓子府支署に届け出を行ってから実施してください。火が消えるまではその場から離れず、消火の準備を行い、火災にならないように注意しましょう。

火災予防七つのポイント ～三つの習慣・四つの対策～

三つの習慣
・寝たばこは、絶対やめる
・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

四つの対策
・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

・**実施期間**　4月1日㈪～20日㈯

危険物取扱者試験と消防設備士試験

○**と　き**　6月2日㈰
○**ところ**　北見市（試験会場は受験票に表示して、お知らせします）
○**種　類**　両試験ともに全種類
○**受付期間**
・書面申請　4月18日㈭～4月25日㈭
・電子申請　4月15日㈪～4月22日㈪

危険物取扱者試験準備講習会

○**と　き**　5月9日㈭10日㈮
○**ところ**　オホーツク木のプラザ
○**受付締切**　開催日の1週間前まで

■問合せ　消防署訓子府支署（☎47-2419）